

令和 7 年第 2 回

枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

令和 7 年 1 月 20 日 (木) 開会・閉会

枚方京田辺環境施設組合議会

令和7年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	1
議員の出席状況報告	3
開会宣言	3
開議宣言	3
管理者挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第6号 可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更契約 について	4
議案第7号 令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第2号）	6
認定第1号 令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について	7
一般質問	11
青木綱次郎議員の一般質問	11
1　オオタカの行動観察について	
2　枚方市東部清掃工場費用の会計処理について	
志甫直哉議員の一般質問	14
1　環境教育について	
閉会宣言	16
○付議事件議決結果一覧表	18

令和7年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

日 時：令和7年11月20日（木）午後2時
場 所：枚方市東部清掃工場3階 見学者説明室

○出席議員 12名

1番	広瀬 ひとみ	2番	大津 真沙樹
3番	長友 克由	4番	志甫 直哉
5番	妹尾 正信	6番	鍛治谷 知宏
7番	峠 賢一	8番	青木 綱次郎
9番	上田 育	10番	榎本 昂輔
11番	片岡 勉	12番	向川 弘

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	上 村 崇
副 管 理 者	伏 見 隆
会 計 管 理 者	河 村 光 哲
事 務 局 長	日 下 英 明
事 務 局 次 長	大 谷 優 子
参 事	吉 岡 正 泰
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 長	高 橋 利 之
京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課長	内 藤 順 文
枚 方 市 環 境 部 長	兼瀬 和 海
枚方市環境部循環型社会推進課長	林 清 治

○職務のため出席した者

書 記 長	日 下 英 明 (兼務)
書 記	大 谷 優 子 (兼務)
書 記	森 澤 卓 矢
書 記	柳 里 百合江
書 記	東 祐 介

○議事日程

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第6号 可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更

契約について

日程第4 議案第7号 令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第2号）

日程第5 認定第1号 令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6 一般質問

○鍛治谷知宏議長 開会前に申し上げます。

会議時間がおおむね1時間を超える場合は、換気のため休憩時間を設けますので、御了承ください。

開会・開議 午後2時00分

○鍛治谷知宏議長 ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達していますので、これから令和7年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に当たり、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

上村管理者。

○上村崇管理者 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、主な事業の進捗状況といたしまして、まず、環境影響評価でございます。引き続き、オオタカの調査を含め、事後調査に取り組んでおるところでございます。

また、施設建設工事につきましては、建屋がおおむね完成をいたしまして、11月10日には組合議員の皆様方にも御出席をいただき、火入れ式を行わせていただきました。いよいよ本格稼働に向けた準備というものが整いつつあるというところでございます。

今後は、令和7年度末の稼働に向けまして、工程管理の下、気を緩めることなく進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続きの御支援、御協力を賜りますように、お願い申し上げます。

本定例会では、建設工事請負契約の一部変更契約締結議案、令和7年度一般会計補正予算(第2号)案、令和6年度決算認定について提案をさせていただくところでございます。よろしく御審議の上、御認定また御議決を賜りますように、お願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鍛治谷知宏議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、長友克由議員、片岡勉議員を指名します。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鍛治谷知宏議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決しました。

日程第2、諸般の報告を行います。

前臨時会閉会後、本定例会までの諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第3、議案第6号、可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更契約についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 議案第6号、可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更契約について御説明申し上げます。

本件は、昨今の建設費高騰を受け、建設工事請負契約書第25条第6項に基づき、請負金額を4億8,356万円増額し、総額を161億5,889万円とすることについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○鍛治谷知宏議長 これより質疑に入ります。

まず、通告に従い、青木綱次郎議員の質疑を許可します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市の青木と申します。

通告によって質問させていただきますが、最初に3点ほどお聞きをいたします。

1点目は、今回の増額分ですね。4億8,356万円の増ということになっておりますが、その内訳と財源について、これどうなっているのかということをお聞きいたします。

2点目に、この工事の建設費、契約額ですけども、今回の変更でもって建設事業の事業費額としては確定としてよいのかと、冒頭の管理者の挨拶でも建屋おおむね完成と。先日は火入れ式も行われたということで、大体もうこれで確定というふうに見ていいのかどうかということをお聞きいたします。

3点目に、新焼却場の建設費について、これは22年2月議会において、工事請負契約として議決をしておりますが、そのときと比べれば、この3年ぐらいの間で、約20億2,280万円の増となりました。いろんな、理由などはその都度あったんですけども、全体としてはかなり大きな額の増ではないかと思います。その増額について、本組合及び両構成市について、どういう財政的な影響があるというふうに考えているのかと、この点、3点についてお聞きをいたします。

○鍛治谷知宏議長 理事者から答弁を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 青木議員の議案質疑にお答えいたします。

御質問の1点目、今回の増額分の財源につきましては、起債を2億9,740万円、構成市負担金を5,196万円見込んでおります。国交付金の対応については、現在ところ承知しておりますが、国交付金として1億3,420万円の配賦を見込んでおります。物価上昇といったやむを得ない事情であることから、交付金の増額については、京都府を通じて要望してまいります。

御質問の2点目、建設費について、今回の変更でもって事業費額の確定としてよいのかという点につきましては、今後、附帯工事費用を含めた工事費等の精算をしてまいります。

御質問の3点目、建設費の増額に対する本組合及び構成市に与える財政的な影響について、

どのように考えているのかということにつきましては、建設費の増加要因は、昨今の労務費、資材費の上昇に伴うものであるため、やむを得ない面がある一方、JVに関わる地元の協力企業や工事従事者にも分配され、地域経済にも一定の効果があったものと考えております。

一方、構成市に与える財政的な影響につきましては、令和6、7年度分について、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業分として国交付金の配賦を受けたため、起債について、充当率、交付税措置について、通常よりも有利なものを充てることができたことから、構成市の将来的な財政負担を軽減し、財政運営を安定させることができたものと考えております。

○鍛治谷知宏議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 今の答弁を受けまして、再質問をさせていただきますが、2点ほどお聞きをいたします。

1つは、工事費額の確定に関わってですが、今後、精算をされるということなんですが、その精算の時期と見込まれる精算の額ですね。私どもの京田辺では、最後の精算では、大きな工事でも専決処分で済むような額が一般的なんですが、元の大きな工事でもありますし、精算の額が大きくなるのかどうかと、その辺の見通しなどもあれば、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

3点目の工事費の増額についてでございますが、ただいまの答弁の中でも、この工事によって、地元の協力企業や工事従事者にも配分がされて、地域経済にも一定の効果があったんだと、こういうような答弁がございましたが、その辺の具体的なね、どれだけの効果といいますか、配分といいますか、そういうものがあったというふうに見ておられるのかと、この2点をお聞きいたします。

○鍛治谷知宏議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

御質問の1点目について、精算が生じた場合は、可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業、建設工事の工期が令和8年3月30日となっていることから、その時期については、次の令和8年第1回定例会での提案を予定しております。見込額については、今後、精査してまいります。

御質問の2点目について、事業者からの当初の提案では、設計・施工期間で26億円以上を地元企業に発注するとされているところです。インフレスライドの協議を進めるに当たっては、本事業建設工事契約書の第25条第6項のインフレスライド条項の趣旨について事業者と共有しています。地元への貢献額については、現在まだ工事途上であるため、今後、確認してまいります。

○鍛治谷知宏議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 3回目で、もう最後は指摘、要望ということになりますが、1つ精算について、もう既に大きな額になっております。これはなかなか組合だけの意向で決まるものではないですが、やはりきちんと丁寧に精査もしていただいて、できるだけ額が大きくならないように取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと3点目の地元経済への影響について、当初、26億円以上の発注というのが当初の要求水準書段階での契約になっております。今の時点で、まだ工事が終わっておりませんので、

今後終わり次第、その辺についてもしっかりと見ていかれるということだと思いますので、そこは今後聞いていきたいと思いますので、よく見てみたいと思いますし、額についても、確かに契約上 26 億円等になっておりますが、インフレスライドで膨れ上がった分なんかの扱いについても十分見ていただきたいということは要望しておきたいと思います。

以上です。

○鍛治谷知宏議長 これにて青木綱次郎議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛治谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛治谷知宏議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第 6 号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鍛治谷知宏議長 起立全員です。よって、本件は可決されました。

日程第 4、議案第 7 号、令和 7 年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 議案第 7 号、令和 7 年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

別冊令和 7 年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算書（第 2 号）の 1 ページをお開きください。

歳入歳出の予算の補正でございますが、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 109 万円を増額し、85 億 5,572 万 8,000 円と定めております。

次に、第 2 条におきまして、債務負担行為を設定しております。

債務負担行為につきましては、5 ページの第 2 表債務負担行為を御覧ください。

枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設焼却灰等処分委託については、令和 8 年度に発生する可燃ごみの焼却灰を最終処分場で処理する業務、枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設焼却灰等搬出委託については、令和 8 年度に発生する可燃ごみの焼却灰を最終処分場へ搬出搬送する業務をそれぞれ委託するため、令和 7 年度から令和 8 年度の期間で債務負担行為を設定するものでございます。令和 8 年度以降の支払い限度額は、処分委託については 5,838 万円、搬出搬送業務については 2,694 万 5,000 円でございます。その他、枚方市東部清掃工場の運営に係る業務を 7 件計上しております。

歳入歳出補正予算の主な内容につきましては、7ページ以降の補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。

12、13ページをお開きください。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金につきましては、各市負担金を109万円増額するものでございます。内容としましては、全て枚方市負担金となっております。

次に、14、15ページをお開きください。歳出でございます。

第3款衛生費につきましては109万円を増額しております。内容としましては、枚方市東部清掃工場の運営準備に要する経費として、枚方市の総合財務会計システム改修負担金等の経費でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○鍛治谷知宏議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛治谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛治谷知宏議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第7号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鍛治谷知宏議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、認定第1号、令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 認定第1号、令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

本決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、認定に付するものでございます。

決算の概要につきましては、別冊令和6年度一般会計決算書に基づき御説明申し上げます。

2、3ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、収入済額の合計欄のとおり74億4,440万9,678円でございます。

次に、4、5ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額の合計欄のとおり74億2,640万4,764円でございます。

歳入合計から歳出合計を差し引いた歳入歳出差引残額は1,800万4,914円でございます。

以上が歳入歳出決算でございます。

7ページ以降は、地方自治法施行令の規定に基づき作成いたしました関係書類でございます。

まず、一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。8ページから17ページまでございますが、後ほど、別の資料で歳入歳出の概要を御説明申し上げます。

次に、18ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の1,800万4,000円でございます。

最後に、19ページの財産に関する調書でございます。前年度末から増減はございません。

続きまして、別冊令和6年度決算説明資料により、歳入歳出の概要につきまして御説明申し上げます。

8ページをお開きください。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金につきましては、収入済額が6億18万8,000円でございます。構成市の負担金として、枚方市から3億6,179万5,384円、京田辺市から2億3,839万2,616円をそれぞれ収入いたしました。

第2款国庫支出金につきましては、収入済額が23億1,299万5,000円でございます。これは、可燃ごみ広域処理施設整備事業について、循環型社会形成推進交付金を国から受けたものでございます。

9ページに参りまして、第3款諸収入につきましては、収入はございません。

第4款繰越金につきましては、収入済額が12万6,678円でございます。これは、前年度繰越金を本年度会計に収入したものです。

第5款組合債につきましては、収入済額が45億3,110万円でございます。こちらは、可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る起債分を収入したものです。

続きまして、10ページをお開きください。歳出でございます。

第1款議会費につきましては、支出済額が22万3,908円でございます。活動経費として組合議会の開催に伴う費用弁償とその他諸経費として会議録作成に伴う印刷製本費及び筆耕翻訳料などを支出いたしました。

11ページに参りまして、第2款総務費につきましては、支出済額が1億481万2,400円でございます。

主な支出の内容ですが、第1項総務管理費のうち、第1目一般管理費では、ネットワーク・事務機器等管理経費としてパソコン、複写機等の賃借料を、車両関係経費として公用車の燃料費及び賃借料等を、財務会計・地方公会計システム管理経費としてシステム保守管理に係る委託料を。

ここで 12 ページに参ります。

各種負担金として、派遣職員給与費等の負担金等をそれぞれ支出いたしました。

第2目公平委員会費では、公平委員会の開催に伴う委員報酬を支出いたしました。

次に、第2項監査委員費でございますが、監査等の実施に伴う委員報酬を支出いたしました。

13 ページに参りまして、第3款衛生費につきましては、支出済額が 71 億 8, 880 万円でございます。

主な支出の内容でございますが、環境影響評価事後調査業務、可燃ごみ広域処理施設整備施工監理業務に係る委託料を、可燃ごみ広域処理施設建設工事に係る工事請負費を支出いたしました。

14 ページに参りまして、第4款公債費につきましては、支出済額が 1 億 3, 256 万 8, 456 円でございます。組合債の元本の一部とその利子を支出いたしました。

第5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上が歳入歳出の概要でございます。

なお、15 ページ以降には主要な施策の成果を記載しております。

また、監査委員の意見につきましては、別冊令和6年度枚方京田辺環境施設組合決算審査意見書のとおりでございます。併せて御覧いただければと存じます。

以上、決算認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○鍛治谷知宏議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛治谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

青木綱次郎議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市議会の青木綱次郎でございます。

ただいま議題となっております、認定第1号、令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について反対の討論を行います。

24年度の本組合の主な事業は、新ごみ焼却場の整備建設事業であり、その事業手法は、民間委託の一手法であるDBO方式が取られております。日々発生するごみの処理は住民生活にも深く関わるものであり、この点から民間委託ではなく、行政が直接責任を持って管理運営すべきであります。また、住民とともにごみ減量の取組を進めるに当たっても、ごみ処理施設を行政が直接運営することは、重要な意味を持つものと考えます。

また、このDBO方式においては、施設完成後の管理・運営・維持について委託をする事業者と組合との間で、要求水準書に基づいて基本契約や運営業務委託契約などで、委託に当

たっての基準、条件などを定めています。それらがきちんと満たされているかどうかを把握し点検することは、当組合の重要な責務であります。

しかしながら、この7月に提案をされた25年度一般会計補正予算（第1号）では、その把握や点検などの業務まで、可燃ごみ広域処理施設運営管理モニタリング業務委託として別の事業者に民間委託をするとされました。こちらのほうは、当面3年間とされていますが、その後、組合自身によって、施設の運営管理が適切に行われているかチェックができる保障はありません。このようなやり方では、何もかも民間事業者に委託をすることになりかねないし、行政としてこれらの事業をきちんと管理運営する能力を失うことになりかねないのでないでしょうか。

以上のことと指摘し、D B O方式で事業を進めることは容認できないことを表明して反対をするものであります。

以上で終わります。

○鍛治谷知宏議長 ほかに討論はありませんか。

榎本昂輔議員。

○榎本昂輔議員 京田辺市議の榎本です。

認定第1号、令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算決算に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

当組合は、組合設立以来、可燃ごみ広域処理施設整備のため、環境影響評価や施設整備・運営事業者選定などを行い、昨年度に引き続き、環境影響調査の事後調査及び施設建設工事が進められました。令和6年度の事業の内容といたしましては、要求水準書及び事業者からの提案書を基に協議を重ねた工事内容が確実に施行されるよう、事業者への技術的な監理を行うとともに、環境影響評価書に記載された環境影響等の調査が実施されました。

今回、提案がありました令和6年度決算書認定案では、可燃ごみ広域処理施設建設工事の完了に向けて必要となった部分払い相当額が計上されました。いわゆるインフレスライドにより、変更契約前に比べ9,298万8,000円を増加しましたが、昨今の労務費、資材費の上昇に伴うものであるため、昨年の組合議会で変更契約の締結を承認したとおり、やむを得ないと考えております。

また、組合債の償還金及び利子について1億3,256万8,000円が計上されておりますが、これらはいずれも本事業を円滑に進める上で妥当かつ必要なものであると考えております。

可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業は、設計施工、その後の運営管理を含めると長期にわたる事業であります。構成市にとって大きな財政負担となりますが、施設整備に当たり、組合は、国からの交付金の確保や、より有効な起債の活用がされております。

一方、単年度収支について1,800万4,000円の黒字が計上されておりますが、監査委員からの意見書にもあるように、国の人事院勧告に伴う当組合職員給与費の改定を見込んで確保した予算額と執行額との間に乖離が生じたためであり、本年度の給与費等負担金で調整されるようお願いします。

去る11月10日に火入れ式が行われ、いよいよ本格稼働に向けた準備が整いつつあります。

す。運営開始後は、ごみ処理時に発生する熱エネルギーによる発電を行い、その電気を売却し、収入を確保するなど、財政負担の軽減に努めていただきたいと考えております。

最後になりますが、環境に配慮した安全・安心なごみ処理施設の整備・運営に努めていただくことをお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○鍛治谷知宏議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鍛治谷知宏議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから認定第1号を起立により採決します。

本件は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鍛治谷知宏議長 起立多数です。よって、本件は認定することに決しました。

日程第6、一般質問を行います。

なお、質問者の質問時間は、答弁時間も含め15分までとする時間制限の申合せがありますので、念のためお知らせをします。

ただいまから順次、質問を許可します。

まず、青木綱次郎議員の質問を許可します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市の青木でございます。

一問一答でお願いをいたします。

最初に、オオタカの行動観察についてであります。

2025年度、今年度のオオタカの行動観察の主な内容や特徴、結果などについてお聞きをします。

○鍛治谷知宏議長 理事者から答弁を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 青木議員の一般質問にお答えいたします。

令和6年12月から令和7年7月までを第8繁殖期として実施した調査については、これまでどおり、定点からの観察と巣に設置したCCDカメラにより、繁殖状況の確認を行いました。

これまで営巣していた巣とは別に、同じ谷で新たに巣が見つかり、その周辺での飛翔や監視止まり、抱卵、餌運び等があり、新しい巣で繁殖に成功した可能性が高いとの調査結果となっています。

○鍛治谷知宏議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 昨年お聞きしたときは、フクロウに巣を取られたということで、繁殖、ほかでやってる可能性もあるのが、できなかったということでしたが、今年は巣の位置を、新しい巣を作つて繁殖に成功したんではないかということですが、ちょっとお聞きをしたら、新しい巣を作つたということなんですが、その新しい巣のほうの観察体制といいますか、それがどうなるのかって、やはりそちらのほうにもCCDカメラをつけて観察されるのかどう

かということをお聞きします。

○鍛治谷知宏議長　日下事務局長。

○日下英明事務局長　再質問にお答えいたします。

新たに見つかった巣について、枚方京田辺環境施設組合オオタカ保全専門家会議において専門家の知見を伺った結果、目視による調査を継続していくと計画しております。

○鍛治谷知宏議長　青木議員。

○青木綱次郎議員　一応計画では、あと2年ですかね、オオタカの観察も。2年あるんだったら、カメラをつけてもいいのではないかというふうに思いますが、その辺はちょっと実態もよく見ていただいて、必要であればお願いをしておきたいと思います。

次の質問のテーマに移らせていただきますが、来年度から枚方市の東部清掃工場が当組合の管理下といいますか、所管の下になりますが、そのことの会計処理に関わってお聞きをいたします。

1つは、東部清掃工場の運営を行うに当たっての要する費用ですね。それを明確にするための会計処理方式について、私この春の当組合議会でも予算上どう行うのかということを聞いた際には、執行部のほうから、構成市との協議を踏まえて対応していきたいと、こういう答弁いただいておりましたが、いよいよあと半年後といいますか、来年度に迫りましたが、どういうふうになったのかということをまずお聞きをいたします。

○鍛治谷知宏議長　日下事務局長。

○日下英明事務局長　青木議員の一般質問にお答えいたします。

枚方市東部清掃工場焼却施設の管理運営に係る経費について、予算上どのように明示するかについては、両構成市との協議を踏まえて対応していきたいとしていたところです。両構成市との協議を踏まえ、組合一般会計内において、枚方市東部清掃工場運営費と枚方市負担金のうち、枚方市東部清掃工場分として内書き明示する額との整合を図ることによって、その経費とその財源をそのほかの経費と明確に区分することいたします。

○鍛治谷知宏議長　青木議員。

○青木綱次郎議員　それぞれ東部清掃工場分というふうに明記するということですが、それ具体的には、どういう形で行われるのかということをちょっとお聞きします。

○鍛治谷知宏議長　日下事務局長。

○日下英明事務局長　再質問にお答えいたします。

一般会計歳出において、第3款第1項清掃費に東部清掃工場の運営費を明示するため、独立した目を新設することといたします。

一方、歳入においては、枚方市の構成市負担金に内書きとして、枚方市東部清掃工場分と表示し、新たに設けた目と歳入の額を整合させることにより、枚方市東部清掃工場の運営費が専ら枚方市の負担によって賄われていることを説明することを考えております。

○鍛治谷知宏議長　青木議員。

○青木綱次郎議員　東部清掃工場の運営費明示するために、新たに歳出ですか、支出のほうで目として、そういうものを設けるということですが、これは京田辺市の9月議会のほうで、所管の委員会のほうでも資料が幾つか示されて、それもちょっと見たんですけども、1つは、

人件費の扱いですね、それは一体どういうふうになるのかと。この9月議会で、京田辺で示された資料では、その人件費という項目がなかったので、それどんなふうになるのかということをお聞きするのと、あと、以前もお聞きをしました、この東部清掃工場の運営において、基本は一般的な民間委託であるけども、東部清掃工場で、今、使用されてる薬剤の幾つかですかね、一部かどうかはよく分かりませんが、薬剤の一部は、枚方市さんが直接購入をされて、現物として、その管理運営者の業者の方に渡していると、そういうやり方も取られているということをお聞きをいたしております。そういう場合のそういう薬剤の購入費とかですね、そういうものの処理がどうなるのかということをお聞きいたします。

○鍛治谷知宏議長　日下事務局長。

○日下英明事務局長　再質問にお答えいたします。

東部清掃工場運営費には、同工場の運転委託のほか、薬剤等といった物件費のほか、維持補修費等、東部清掃工場の運営に要する経費を計上いたします。

給与費等については、組合規約に定める経費の支弁の方法によらず、構成市がそれぞれ派遣した職員の給与費等を負担することとなっていることから、東部清掃工場運営費には計上いたしません。

○鍛治谷知宏議長　青木議員。

○青木綱次郎議員　人件費の、枚方市さんから派遣ですかね、出向といいますか、そうされる職員については、そのまま枚方市が組合とかの両構成市の財政にかかわらず持つということだというふうに思います。

それで、ちょっと補足してお聞きをしますが、今、東部清掃工場さんのほうも、余熱を利用した発電ですかね、そういうことをやられて、売電収入が幾つか行われてるということも聞いておりますが、今後、来年度以降、組合が管理運営する場合に、その東部清掃工場での売電収入というのは、どういう扱いになるのかと。これは組合のほうに入るのかどうかということをお聞きします。

○鍛治谷知宏議長　日下事務局長。

○日下英明事務局長　再質問にお答えいたします。

枚方市の歳入となります。

○鍛治谷知宏議長　青木議員。

○青木綱次郎議員　何となく、なぜかなとは思わなくもなくて、ただ、売電収入入ったらその分運営費を減らされるだけかなとも思いますので、その辺はやむを得ないかというふうには思います。

あとその上で、自治法上も新たな目を設けて、東部清掃工場の運営費を目ということで支出をされるということですが、自治法上は目間での流用は可能となっております。両構成市が事務局と新焼却場の運営のために拠出をした負担金をね、これは東部清掃工場の運営経費に充てるのは、私は適切でないというふうに思っておりますし、そういうことを防ぐためのやり方は、やっぱり特別会計方式で明確に会計そのものも分離をすると、一般会計として、新しい焼却場及び組合運営ですね、で、東部清掃工場については、特別会計方式で行うというのが一番やっぱりすっきりするのではないかと思いますが、その点ではどうでしょうか。

○鍛治谷知宏議長　日下事務局長。

○日下英明事務局長　再質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、自治法上、目間流用を止めることはできません。そのため、事務決裁規程の予算流用に関する規定を改正し、歯止めをかける対応といたします。

なお、両構成市との協議において、特別会計の設置については、その趣旨にそぐわないことから設置の考えはございません。

○鍛治谷知宏議長　青木議員。

○青木綱次郎議員　そぐわないということを言わされました。ただ、そのことで改めて私も指摘はしておきたいんですが、これは京田辺市の今年の3月議会で、この議論をしたときにも指摘をいたしましたが、東部清掃工場を組合が持つというふうにいったときに、どうしてもやっぱり当組合の事務局中枢といいますか、そういうところの運営費負担というのは一体どうなるのかと。当然、日常的な東部清掃工場の管理運営に係る諸問題は東部清掃工場でやられるにしても、それどうしてもやっぱり当組合の事務局としての責任も免れないですし、そういう意味では一定の役割を果たす必要があるわけですよ。

ところがその事務局の経費自身は、当新工場のごみ搬出量割合をベースに決められてるわけであって、その点ではやはり不都合が出るのではないかと。そういうことを考えれば、やっぱり改めてほんとに当組合が東部清掃工場の管理運営まで持つことが必要なのかと。やっぱりどうしてもそういうことをすれば、京田辺市に、額といえば僅かなものになるかも、大きくならないかもしませんが、一定そういうものがあるのではないかと、そういうことを指摘して、やっぱり改めて東部清掃工場を結ぶべきではないんじゃないかと、このことは指摘をして質問は終わりたいと思います。

以上です。

○鍛治谷知宏議長　これにて青木綱次郎議員の質問を終結します。

次に、志甫直哉議員の質問を許可します。

志甫議員。

○志甫直哉議員　枚方市の志甫です。

エコリーダーについて質問です。

新ごみ処理施設の本格稼働に向けて、見学ボランティアの募集が行われ、広報誌やホームページで周知されております。市民の方々が環境学習に関わる大切な取組として注目しております。そこでエコリーダーの募集状況、講座の概要、市民ボランティアを募る目的や効果、市の施策との関係をお聞きします。

○鍛治谷知宏議長　日下事務局長。

○日下英明事務局長　志甫議員の一般質問にお答えいたします。

エコリーダーの応募状況としましては、枚方市または京田辺市に在住、在学、在勤の方17名からの応募がありました。講座の概要としましては、4日間で8コマ実施いたしますが、前半は構成市の環境施策などを学ぶ座学を行い、後半は現地での見学ガイドの実地を予定しております。

市民ボランティアを募る目的としましては、地域の人材を生かし、互いの地域特性を踏ま

えた地域密着型の環境教育の構築を目指すこととしており、社会見学に来た子供たちに伝え、学び、環境に关心を持つてもらえる効果を期待しています。

市の施策との関係ですが、エコリーダー養成講座では、各市のごみ行政担当職員を招き、ごみ減量やリサイクルなど持続可能な循環社会の形成の取組を学ぶ機会がございます。これらを受講し、見学ガイドを行う際には、市民一人一人が、より環境への関心を高め、減量化など日頃より取り組むことができる行動につながる啓発に結びつけてまいりたいと考えております。

○鍛治谷知宏議長 志甫議員。

○志甫直哉議員 新施設の見学を通じた環境教育の展開についてお聞きします。

令和5年第1回枚方京田辺環境施設組合議会の一般質問で、鍛治谷議員から、環境保全活動を進めていくには、市民一人一人が環境に興味を持ち、自ら考え、行動していくことが必要であることから、環境教育については全ての主体が関わる仕組みづくりが必要であるとの御意見がありました。

また、新ごみ処理施設には、新たな学習手法として攪拌体験装置の設置など、体験を通じて学べる仕組みも検討しているとお聞きしております。

これらを踏まえ、今後の施設見学を通じた環境教育の展開についてお聞きします。

○鍛治谷知宏議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

地域に根差した環境教育の発信を目指し、施設見学ボランティアであるエコリーダー養成講座を実施しますが、施設見学を通じ市民一人一人が環境に关心を持ち、考え、行動するということを導くためには、養成講座後も定期的に市の施策を学ぶ機会を設けたり、見学ガイドのブラッシュアップを図ったりすることが必要だと考えます。施設見学を長期にわたり継続的に実施するに当たり、事業者やエコリーダー、構成市等と意見交換を重ね、今後の事業展開を検討してまいります。

○鍛治谷知宏議長 志甫議員。

○志甫直哉議員 意見、要望ですが、まず、体験を通じた環境学習の充実をお願いしたいと思います。子供たちは実際に見て、触れて、体験することで理解が大きく深まります。攪拌体験装置に限らず、様々な工夫を取り入れていただき、学びの幅を広げていただきたいと思います。

また、エコリーダーの方々が継続して活動できる体制づくりの構築のため、定期的なフォローアップ講座の開催や、意見を共有できる場の設定など、エコリーダーの方々への思いや工夫が生かされる仕組みづくりをお願いします。

さらには、環境教育の成果を、市民の皆様に分かりやすく発信していただくこともお願いします。例えば、見学者数や学習効果のアンケートなど、取組の成果が見える形で示されることで、事業の意義がより伝わり、環境意識の向上にもつながると考えております。

また、現在、枚方市東部清掃工場での見学ガイドは職員が直接されておりますが、新施設の本格稼働とともに、東部清掃工場の可燃ごみ焼却事務も枚方京田辺環境施設組合が担うことになります。東部清掃工場におきましても、新工場のエコリーダーのような市民参加型で、

地域に根差した環境教育を発信し、共に持続可能な循環型社会につながるような仕組みづくりを検討していただきたいと思っております。

新施設が両構成市の環境学習を支える大切な拠点となりますよう、引き続き取り組んでいただきますようお願ひいたします。

○鍛治谷知宏議長 これにて志甫直哉議員の質問を終結します。

以上で一般質問を終結します。

以上をもって、本定例会の日程は全て終わりました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

上村管理者。

○上村崇管理者 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日、御提案申し上げました契約締結議案、補正予算案、そして決算認定につきまして、慎重なる御審議の上、御議決、御認定をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

今議会を通していただきました御意見につきましては、精査の上、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

結びに、これから年末に向け、慌ただしい日々をお過ごしのことと存じますけども、議員の皆様方におかれましては、健康に十分御留意をいただきまして、より一層、御活躍されますよう御祈念申し上げ、簡単でございますけれども、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○鍛治谷知宏議長 それでは、私から一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、議員及び理事者の皆様の御協力によりまして、全ての日程を終えることができました。心から感謝を申し上げます。

理事者各位におかれましては、議員から出されました貴重な御意見、そして御提案を十分に考慮されながら、今後の組合事務を行っていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

結びに、時節柄、これからますます寒くなっています。インフルエンザ感染症などの増加が予想されます。皆様におかれましては、くれぐれも御自愛くださいますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

これで、令和7年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後2時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 鍛治谷 知宏

署名議員 長友克由

署名議員 片岡勉

付議事件議決結果一覧

事件番号	事件名	議決年月日	議決結果
—	会期の決定	令和7年11月20日	決定
議案第6号	可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更契約について	令和7年11月20日	原案可決
議案第7号	令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第2号）	令和7年11月20日	原案可決
認定第1号	令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について	令和7年11月20日	認定
—	一般質問	—	許可